

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業とは多くの利害関係者を有する経済主体であって、社会の公器として役割を果たす存在であると認識しております。また、当社グループではコーポレートガバナンスについて、企業が有する多くの利害関係者を調整しながら、維持と成長に必要な利潤確保を目的としてなされる、適正な経営活動と日々の業務執行を監視して牽制する機能であると考えております。コーポレートガバナンスが確実に働くためには、組織体制や業務執行の仕組みを整備し、取締役会の充実、内部監査の強化など必要な施策を積極的に実施していくことが重要課題の一つであると考えております。経営活動と日々の業務執行の透明性を向上するために、株主・投資家の皆様に対しては、活発なIR活動を取り進めることにより、開かれた株主総会の運営を目指して、株主・投資家の皆様との十分な情報交換や緊密なコミュニケーションに努めてゆく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-2 経営陣の報酬】

現在、当社においては、自社株報酬を含め、中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について今後検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任しておりますが、複数の選任には至っておりません。独立社外取締役の複数選任の必要性については認識しており、適格者の選定等を慎重に行ってまいります。

【補充原則4-10(1) 重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言】

現在、当社においては、取締役の選任・報酬を検討するにあたり独立社外取締役を活用した仕組みの導入はありませんが、今後、重要な事項に関する検討にあたり、独立した立場から適切な関与・助言を得る仕組みを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。今後、上場株式を保有することになる場合は取締役会で政策保有に関する方針を決定し、開示してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人等との競業取引及び利益相反取引については取締役会の承認を要するものとし、取締役と当社との間の当該取引に関する重要な事項については取締役会で報告するものとしております。また、主要株主等との取引については、他の資本関係のない企業との取引と同様、取引の規模、性質、重要性等に応じて所定の決裁・承認を得るものとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

【3-1(1) 経営理念・経営計画】

「メディカル発想で、全ての人々に美と健康をお届けします」という経営理念のもと、お客様に高品質な商品・サービスを提供することで、事業拡大と社会貢献できることが、当社グループの社会的使命であると認識しております。また、経営計画については、2019年7月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定し、その概要を決算説明会資料及び株主向け報告書に記載し、当社ホームページに公表しております。

【3-1(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針】

有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【3-1(3) 取締役等の報酬決定の方針及び手続】

取締役の報酬については、株主総会で承認された範囲内で、取締役会において決定しております。各取締役の報酬については、業績の見通し、各取締役の業績に対する貢献度、担当職務等を総合的に勘案して、管理部門を管掌する担当取締役が作成し、社長が決裁した原案をもとに取締役会において決定しております。

【3-1(4) 取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続】

取締役候補者は、社長及び管理部門を管掌する担当取締役を中心に、それまでの職務における実績を踏まえ、将来の業績向上に貢献できるか否かという観点からの能力評価と、上場企業の取締役になさわしい人格見識を備えているか否かの人物評価を行なって候補者を選定し、取締役会において候補者選定の主旨を説明した上で、社外取締役にも意見を求めて慎重に検討し、決定しております。社外取締役及び監査役候補者については、上記と同様の評価に基づき候補者の選定を行ない、現任の社外取締役及び監査役に意見を求め、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定しております。

【3-1(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名理由】

取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載してまいります。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規程及び職務権限規程に基づき、中期経営計画及び単年度の利益計画の策定、一定金額以上の投資等、重要な業務執

行の意思決定を行っております。取締役会で決定すべき事項以外の実体的な業務執行については、社長・会長の決裁権限に委ねることとして、委任の範囲を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定してまいります。

【補充原則4-11(1) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社グループは、持株会社体制をとっており、持株会社である当社を中心に各関係会社（以下、各事業会社という。）が、その支配、管理下に置かれ、実際の事業を行なう構成となっております。

当社は、各事業会社の経営における独自性を尊重する一方、各事業会社の業務執行状況の監視を集約的に行なうこととしております。このため、当社グループ全体の企業統治体制の有効性を確保することを目的として、社外取締役の選任と監査役会設置会社の形態を採用しております。

当社の取締役会は、グループ各社の経営状態全般の把握を行ない、グループ各社の事業遂行の妥当性を検証するとともに、グループ全体の根幹となる部分については、グループの全体最適をはかり、一体となった意思決定を行いうる構成としております。

以上のとおり、各取締役はそれぞれ、経営全般、経営管理、営業、研究開発等の分野の知識・経験・能力を有し、グループ全体に関わる管理統制を図れる者を選択することとしており、取締役会全体として、バランス・多様性が保たれており、規模についても適正であると考えております。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、役員が他の会社の役員を兼職する場合には、取締役については取締役会、監査役については監査役会の承認を得ることとなっております。

その審議にあたっては、当社の役員としての役割や責務を果たすために支障を及ぼす可能性の有無について議論されており、支障がないことを確認したのち、他の会社の役員を兼職することが承認されます。

なお、取締役及び監査役の重要な兼職状況については、法令に従い適切に開示しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析評価】

取締役会は、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析評価を行い、評価結果の概要を開示いたします。

評価結果の概要は、以下のとおりとなります。

(1) 評価方法

以下の要領でアンケートを実施し、その集計結果に基づき、取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析評価を行い、今後の取組み等について議論を実施いたしております。

・実施対象者：取締役及び監査役全員

・実施時期：9月上旬

・実施方法：アンケート形式

・主な項目：「取締役会の議題・議案の提示」「取締役会の審議事項」「取締役会の審議内容」「機関設計」「IR」

(2) 評価結果の概要

上記議論の結果、取締役会の実効性は十分確保されていると評価した。同時に、一部の取締役からは、「取締役会での審議内容の更なる充実」「議題の提示時期」「機関設計」「取締役の人数」「リスク管理に関する継続的な整備」に関して建設的な意見が提示されております。

(3) 今回の取締役会全体の実効性の分析評価及び各役員から提示された様々な意見を踏まえて、今後も継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割と責務を適切に果たすため、必要な知識の習得が得られるよう、以下の方針に基づきトレーニングの機会を当社の費用負担のもと、継続的に提供してまいります。

・取締役または監査役が新たに就任する際は、役員に対して当社の経営計画、事業概要、社内規程等に関する説明の機会を設け、就任後も、法令、経営、コンプライアンス等の研修の機会を提供してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主等との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、以下のとおりであります。

(1) 株主等との対話全般については、財務担当取締役が統括し、株主等との建設的な対話を促進しております。

(2) 株主等との対話は、IR担当者が窓口となり、合理的な範囲で取締役社長、財務担当取締役等が対応しております。

(3) アナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を開催しており、配布資料は当社ウェブサイト上で公開しております。

(4) 上記決算説明会においては、社長及び財務担当取締役が説明と質疑応答を行ない、株主・投資家の意見を直接聞いております。また、特に重要な懸念事項の表明等があった場合には、社長及び財務担当取締役は取締役会に対して報告を行ないます。

(5) 売買管理規程及び内部取引管理規程に従い、情報保護・管理を徹底し、公正な情報開示に努めております。また、決算情報については公表前の漏洩を防ぎ、公平性を確保する観点から、各四半期の決算見込みが判明し始める時期から決算発表までの間は、決算情報に関する質問への回答やコメントを差し控えております。

(6) 株主等との対話の実効性を確保するため、必要に応じて実質株主の把握を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社CIC	13,600,000	27.96
Cilag GmbH International	9,679,400	19.90
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPOTUNITIES FUND 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800,000	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,186,300	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,176,100	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	962,800	1.98
BNYML - NON TREATY ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	649,400	1.34

石原 智美	620,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	299,200	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	281,600	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
田中 克明	他の会社の出身者												○
海老原 育子	他の会社の出身者												○
児嶋 洋	他の会社の出身者												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 克明	○	—	田中克明氏は、企業経営の経験の中で、M&Aや企業再生案件を数多く手掛けており、今後当社がM&A等を活用し、事業領域を拡大していく過程で、企業価値算定等の適切な助言を頂くことで、社外取締役としての役割を果たして頂けるものと判断しております。
海老原 育子		—	海老原育子氏は、海外営業、マーケティング、事業開発部門及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。
児嶋 洋		—	児嶋洋氏は、国際業務、営業、経営計画、事業開発及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断したも

のであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の説明を会計監査人より受けており、具体的な状況について必要と判断する都度、説明を求め意見交換するなどの連携を図っております。また、監査役は会計監査人より「監査及び四半期レビュー計画」の説明を受け、質疑応答を実施しております。また、当該計画に基づき実施される会計監査及び内部統制監査のレビュー報告などを内容とする会合を、年に5回ほど定例的に開催して相互連携を図っておりますので、遺漏はないと判断しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
黒岩 良樹	他の会社の出身者														○
鈴木 広典	税理士														○
須田 清	弁護士														○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒岩 良樹	○	医療法人社団鴻鶴会理事(現任) 株式会社テクノスジャパン監査役(現任)	財務分野に明るく、産業界の動向に関して幅広い経験と見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。 なお、同氏を独立役員として選任した理由は、「上場管理等に関するガイドライン3、5.(3)の2」に規定する事由や「有価証券上場規定施行規則第211条第4項第6号」に規定する事由に該当しませんので、一般株主と利益相反が生

			<p>じるおそれがない独立的立場を保持できると判断したものであります。</p>
鈴木 広典	○	<p>トキウユニテッドパートナーズLLP開業代表パートナー(現任) とさわ税理士法人 開業代表社員(現任) 一般社団法人デジタルメディア協会監事(現任)</p>	<p>直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、社外監査役の職務を適正に遂行できると判断し選任しております。なお、同氏を独立役員として選任した理由は、「上場管理等に関するガイドライン3、5.(3)の2」に規定する事由や「有価証券上場規定施行規則第211条第4項第6号」に規定する事由に該当しませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立的立場を保持できると判断したものであります。</p>
須田 清		<p>須田清法律事務所所長 埼玉県医師会法律顧問(現任) 大東文化大学法科大学院教授(現任) NPO法人市民生活安全保障研究会代表理事(現任)</p>	<p>直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただけと判断したものであります。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
<p>その他独立役員に関する事項</p>	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
<p>該当項目に関する補足説明</p>	

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
<p>該当項目に関する補足説明</p>	

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
<p>該当項目に関する補足説明 更新</p>	

・第18期(平成27年8月1日～平成28年7月31日)役員報酬の内容
 取締役(6名)の年間報酬総額 75,618千円 [うち社外取締役(1名) 3,600千円]
 監査役(4名)の年間報酬総額 19,210千円 [うち社外監査役(3名) 11,220千円]

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
<p>報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容</p>	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当該使用人に関する要望が出された場合は、社外取締役及び監査役の職務を補助する選任スタッフを置くこととし、その人選は社外取締役及び監査役と協議の上、取締役会において決定されることとしております。監査役の体制は、1名の常勤監査役、3名の非常勤監査役(うち3名社外監査役)で構成されます。1名が常勤であるため、監査、監督に必要な社内情報は各業務執行部門よりの報告及び確認等により入手できます。尚、監査役間の情報共有、監査役補佐業務などのサポート体制については選任のスタッフを1名設置しております。また、内部監査部より適宜ガバナンス関連及びコンプライアンス関連情報を監査役会等で伝達する仕組みがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、原則毎月1回以上開催しており、重要な経営戦略事項の審議、決定及び法令に定める重要事項の審議、決定を行っております。
- また、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成される経営会議を月1回開催して、各業務執行部門よりの業務執行状況などの報告及び協議を行っております。
- ・取締役会及び経営会議には、常勤監査役1名・社外監査役3名が出席しており、適宜意見表明を行っております。さらに、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っており、適正な経営監視体制をとっております。
- ・内部監査体制の状況は、内部監査部による内部統制監査、個人情報保護監査、各種業務委託先監査及び法令遵守業務監査などを計画的に実施しており、その結果を取締役及び監査役に適宜報告して、社内監査活動の情報共有を図っています。法令遵守活動の一環として、CP運営委員会で、当社のコンプライアンス教育やリスク管理徹底に関する活動を実施しております。
- ・監査役の機能強化に係る取組み状況に関しましては、上記「監査役関係」記載内容をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営における業務執行の妥当性の監督を強化し、経営の透明性・健全性を高めるために社外取締役を設置するとともに、経営監視機能の客観性と中立性を確保するため、社外監査役を含めた監査役会、内部監査部、会計監査人による適正な監査体制の連携をとり、牽制機能がより強化されることで、取締役の職務遂行を監督・監視する体制として現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先行して、TDnet(東京証券取引所)及び当社ホームページへ掲載を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	—

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	—	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(3月と9月)に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ投資家情報(http://ci-z-holdings.com/)内において、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当役員のほかに、財務部にIR担当者2名を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、CP運営委員会等の設置・運営に加え、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

子会社を含め、全社において重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄に関する体制を構築・運用し、関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社においてリスク管理に関する規程に従い、あらゆる緊急事態を想定したリスク管理体制の強化と実効性のある行動マニュアルを構築・運用するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対処できる体制を確保する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。

・子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関係会社管理規程に従い、各社の経営計画の管理及び実績を評価しその適正を確保する。また、子会社を含め、全社において企業理念と経営ビジョンの共有化を徹底するとともに、コンプライアンス研修を定期的開催し、適正なコンプライアンス体制・リスク管理体制を確保するとともに、さらなる強化を図る。

・子会社を包含した内部通報制度を運用するとともに、内部監査部門が必要に応じて、子会社を含め、全社において業務監査を実施することで、その適正を確保する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保について、金融商品取引法等の主旨に則り、財務報告に関する内部統制の構築・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

健全な市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、断固たる態度をとって一切の関係を遮断し、これらの勢力を助長する行為を行わないことを「ドクターシーラボ行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応する。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、監査役と協議し、常に適性を考慮した人選を行い、配置する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関して、監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役の職務の執行に伴い、当該使用人に対する指示がなされる場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供するものとする。

(9) 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの役員、使用人等は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法または不正な行為を発見したとき等、法令及びその他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、その情報を遅滞無く監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をするものとする。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について、費用または債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用または債務が監査役職務の執行に必要であるときには、請求によって当社既定の手続きにより、償還が保障されるものとする。

また、当該費用または債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役職務の執行に関する理解を深めるとともに、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努める。

・代表取締役は、円滑な意思疎通を図るため、監査役との定期的な意見交換会を開催する。

・内部監査部門及び会計監査人は、監査役会と相互に連携を図り、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めるものとする。

第18期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社のコンプライアンス

・服務規則の遵守を目的とした机上研修を、平成28年1月に実施した。

・コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社及び子会社の全従業員を対象とした内部通報制度の周知を継続した他、集合研修を平成28年6月に実施した。

・営業機密保護の強化を目的とした競争避止ルールを設定した。

(2) 当社及び子会社のリスクマネジメント

・「自然災害対策」として、当社及び子会社の全従業員を対象とした集合研修の中で、被災体験のある外部団体講師を招いて、講演(研修)を実施し、日頃からの防災意識の向上を図った。

・「情報セキュリティ対策」として、当社及び子会社の全従業員を対象とした集合研修の中で、標的型メールを含むコンピュータウイルス対策等、情報漏えい対策について改めて周知した。

・当社及び子会社の内部監査体制

内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社の個人情報保護監査を実施し、個人情報管理台帳及び個人情報の取扱いを含む外部委託先の一覧表を更新した。

第18期事業年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は上記1.(7)にて記載しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は金融商品取引法等関係諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行っております。また、法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、公平かつ迅速に開示いたします。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実の開示

重要な決定事実については、定例取締役会(毎月1回開催)または臨時取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。情報取扱責任者は、決議事項のうち開示対象となる重要事実について、当該取締役会終了後、遅延なく情報開示を行っております。

(2) 発生事実の開示

重要な発生事実については、各部門長から情報取扱責任者へ報告を行っております。情報取扱責任者は、適時開示の必要性があると判断した場合、取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、遅延なく情報開示を行っております。

(3) 決算情報の開示

財務部門において決算数値を作成し、会計監査人の監査を受け、これをもって決算期に係る取締役会において承認を行っております。情報取扱責任者は、当該承認に基づき、取締役会終了後、遅延なく情報開示を行っております。

